

平成 31 年 1 月 31 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「記述情報の開示に関する原則（案）」に対する意見について

今般、標記案（平成 30 年 12 月 21 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 金融庁「記述情報の開示に関する原則(案)」に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
1	II. 各論 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (14～15頁)	重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定	<p>会計上の見積りや見積りに用いた仮定については、現在は財務情報(注記)としての開示は求められておらず、財務会計基準機構の基準諮問会議によるテーマ提言を受けて、企業会計基準委員会において基準開発を行うことが決定された段階という理解でいる。記述情報は財務情報の補完という位置付けであるため、企業会計基準委員会における基準開発を受けて、記述情報の開示に関する原則に、当該項目を含めることを検討するのが望ましいと考える。本件に関する記述情報の開示に関する原則の存在によって、企業会計基準委員会で策定される基準開発において、注記内容の自由度が制限されることを避けるためにも、記述情報の開示に関する原則に当該項目を含めることについては、基準の開発後、基準に平仄を合わせるかたちで策定されることを検討いただきたい。</p>	同左。

以上